

亀山市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 3 0 日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市規則第 1 0 号

亀山市契約規則の一部を改正する規則

亀山市契約規則（平成 1 8 年亀山市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 6 条ただし書中「かし担保について」を「契約の内容に適合しない場合（以下「契約不適合」という。）において当該契約不適合を保証する」に改める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。